

行政長官が企業、投資、人材誘致に向けた取り組みを表明（参考和訳）



香港の行政長官ジョン・リー氏は、2022 年 10 月 19 日に初の施政報告を行いました。

リー氏は、「香港の明るい明日を描く」と題した施政報告で、頭脳流出など香港の差し迫った経済、医療、土地、住宅の問題に取り組むためのいくつかの構想を紹介するとともに、香港の発展と国際競争力強化に関する 5 年間のビジョンを示しました。

これらの構想の中で、リー氏は、「企業の誘致」と「人材の誘致」をより積極的に行うことを目的として、4 つの新しい機関を設立することを発表しました。

表 1、表 2、表 3 は、ビジネスと人事のリーダーらが関連する情報をまとめたものです。



表1：企業、投資、人材誘致のための取り組み

ハイライト	アクションプラン	実施目標時期
1. 生命・健康技術、人工知能・データサイエンス、フィンテック、先端製造・新エネルギー技術など、将来性のある代表的な世界戦略企業を誘致するための重点企業誘致弁公室（OASES）を新たに設置	<p>財政長官主導のOASESは対象企業に対し、下記を提供する：</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地、税金、資金調達などの側面から支援するテーラーメイドプラン； ビザ申請や子女教育手配などのワンストップサービス 	近日中に公表予定
2. 人材サービス部門（TSU）を新設し、中国本土及び海外からの人材誘致戦略を策定し、関連業務を調整	<p>政務長官主導でTSUは少なくとも年間35,000人の優秀な人材を集めることを目標とする：</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンストップサポート； 人材募集やサポートに関する調整業務； より効率的な申請処理のためのパフォーマンス公約の作成 	後日公表予定
3. 香港での発展を目指す企業や人材を誘致するため、17か所の中国本土と海外の経済貿易事務所に企業・人材誘致専門チーム（DTABT）を新たに設置	DTABTは、対象となる企業や人材に積極的にアプローチし、香港での発展を後押しする	後日公表予定
4. 基金から300億香港ドルを拠出し、香港に進出する企業を誘致し、その事業に投資するための共同投資基金（CIF）を設立	<p>香港成長ポートフォリオと大湾区（GBA）投資ファンド、戦略的技術ファンド、新設の300億香港ドルCIFを統合するため、The Hong Kong Investment Corporation Limitedを設立する</p> <p>政府は、より多くの企業が香港で事業を展開できるように誘致・支援することを目的として戦略的産業への投資に舵を切る</p>	後日公表予定

表2：中国本土及び海外からの人材誘致のための取り組み

ハイライト	アクションプラン	実施目標時期
高度人材通行証計画（TTPS）	<p>以下の条件を満たす優秀人材は、香港での機会を探るために、2年間のビザを取得できる。この制度への参加人数に制限はなく、申請者は、下記を示す必要がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界のトップ100大学を卒業； 過去5年以内に3年以上の就業経験がある； 過去1年間に250万香港ドル以上の報酬を受け取っている <p>*過去5年以内に卒業し、就業経験要件を満たしていない個人も対象となるが、年間1万人の枠が適用される</p>	政府は、この制度は2022年12月に開始され、数週間以内に申請を処理することを目指すとしており、優秀な人材の第一陣が香港に到着するのは、2023年の第1四半期となる見込み

表3：既存の6つの人材受け入れスキームを強化する取り組み

ハイライト	アクションプラン	実施目標時期
1. 既存の一般就業政策（GEP）及び本土人材と専門家のための入境制度（ASMTF）の要件合理化	<ul style="list-style-type: none"> この取り組みは、職種リスト（注記）のうち、現地での供給が不足している13の職種と、年収200万香港ドル以上の職務の欠員を補うことを目的としている 雇用主は、人材受け入れ申請時に、現地での採用が困難であることを証明する必要がなくなる 	後日、入境管理局より公表予定
2. 優秀人材入境政策（QMAS）の年間割当を一時停止	資質の高い移住者の年間受け入れ枠を2年間停止し、承認プロセスも改善する	後日、入境管理局より公表予定
3. 外国大学卒業生向けの回港制度（IANG）を緩和	<ul style="list-style-type: none"> 滞在制限を1年から2年に延長し、人材の香港滞在及び香港での就職を容易にする； 2年間の試験運用を経て、香港の大学のGBAキャンパス卒業生にも適用範囲を拡大する予定 	後日、入境管理局より公表予定
4. 就労ビザの在留期限延長	<p>既存及び新規に設立された人材受け入れ制度で認められた人が就職した場合、最長3年間で有効な就労ビザが発給される</p> <p>（現在、入境管理局が発給する最初の就労ビザは1-2年間有効で、2-3年の更新が可能）</p>	後日、入境管理局より公表予定
5. テクノロジー人材入境政策（TechTAS）の強化	現地採用の要件が免除され、枠の有効期間が2年に延長されるとともに、より多くの新興技術分野に適用が拡大される	後日、入境管理局より公表予定
6. 入境人材が香港永住権を取得した際の購入者印紙税と居住用不動産印紙税を還付	<ul style="list-style-type: none"> 香港に7年連続で居住後、香港の永住権を取得した適格な入境人材は、最初の居住用不動産を購入する際に支払った購入者印紙税と居住用不動産印紙税の還付を、その不動産を所有している限り、申請することができる； スケール2の付加価値印紙税は引き続き支払う必要がある（香港の一般的な永住権保持者と同様） 	後日公表予定

（注記）職種リストに含まれる専門家は以下の通り：資産運用におけるコンプライアンスの専門家、環境・社会・ガバナンス（ESG）の金融専門家、廃棄物処理専門家、資産運用専門家、海上保険専門家、数理工士、フィンテック専門家、データサイエンス&サイバーセキュリティ専門家、イノベーション&テクノロジー専門家、海軍建築士、海洋エンジニア&船舶監督官、クリエイティブ産業&パフォーマンスアート専門家、紛争解決専門家&取引弁護士）

リー氏は、中国本土や海外からの人材誘致の戦略案について、「世界のトップ100大学卒業生で、過去5年間に3年以上の就業経験がある人を、2年間の高度人材通行証計画に応募させたい」と、非常に積極的な姿勢を示しました。

2022年の施政報告では、香港の教育システムの強化や青少年育成プログラムの立ち上げなど、地元の人材を育成するための戦略も盛り込まれました。これは、香港が競争力を維持する限り、地元の人材は香港に留まり、あるいは戻ってくるだろうとリー氏が考えてい

ることを示唆しています。

これらの取り組みが成功するかどうかは、関連の局や部署にまたがる政府関係者による提案された施策の実行度合に大きく依存することになります。これらの構想が今後導入・実施される際、引き続き情報をお届けします。

人事・給与のプロにご相談ください

給与計算と人事のアウトソーシングサービスについて、お気軽にお問い合わせください。

BDO'S SUPPORT AND ASSISTANCE

25th Floor, Wing On Centre
111 Connaught Road Central
Hong Kong
Tel: +852 2218 8288
Fax: +852 2815 2239
info@bdo.com.hk

PORTIA TANG
Director and Head of Payroll & HR Outsourcing
Services and Professional Resources Solutions
Tel: +852 2218 8996
portiatang@bdo.com.hk

KAORI YOSHIDA 吉田 薫
Audit Principal, Head of Japan Desk
Certified Public Accountant (Hong Kong, USA)
公認会計士
Tel: +852 2218 8580
kaoriyoshida@bdo.com.hk

JOSEPH HONG
Consultant, Payroll & HR Outsourcing
Services
Tel: +852 2218 8286
josephhong@bdo.com.hk

CLIENT SERVICES TEAM
Tel: +852 2218 8288
csd@bdo.com.hk

McCabe International Limited, a limited liability company incorporated in the British Virgin Islands with its principal place of business in Hong Kong, is a member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.

BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

This publication has been carefully prepared, but it has been written in general terms and should be seen as broad guidance only. The publication cannot be relied upon to cover specific situations and you should not act, or refrain from acting, upon the information contained therein without obtaining specific professional advice. Please contact BDO to discuss these matters in the context of your particular circumstances. BDO, its directors, employees and agents do not accept or assume any liability or duty of care for any loss arising from any action taken or not taken by anyone in reliance on the information in this publication or for any decision based on it.